

処 分 の 種 類		免許取消処分
処 分 年 月 日		令和8年7月1日
	商 号 又 は 名 称 (法人の場合は法人番号)	株式会社House LINE (法人番号7120001215891)
	代 表 者	代表取締役 中谷 恒彦
	免許証番号及び免許年月日	大阪府知事(2)第60920号 令和6年3月7日
	主たる事務所の所在地	大阪市中心区
処 分 等 の 理 由 宅地建物取引業法第67条第1項の規定により、令和8年5月19日付大阪府公報第1690号大阪府告示第697号で被処分者の事務所の所在地の申し出を促したところ、30日を経過しても申し出がないため。		